

郵便による入札に関する留意事項

郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について、入札条件及び本留意事項をご確認のうえ、参加してください。

1 入札書（様式1）

入札書は、様式1を使用します。

なお、入札書の宛名は「山口県公営企業管理者 弘田 隆彦」としてください。

(1) 入札者欄

法人又は個人の押印は不要とします。

(2) 日付欄

入札書の日付は、入札書を作成した日を記入してください。

(3) くじ番号記載欄

最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定しますので、入札書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入してください（「0」も記入が必要）。

なお、「くじ」の方法については、本留意事項6-(2)をご確認ください。

2 入札の無効

別に定める入札条件のほか、同じ者から2通以上入札書が郵便により到着したときは、入札を無効とします。

3 郵便により入札書を提出する者への注意事項

郵便により入札書を提出する者（以下「郵便入札者」という。）は、次の方法により入札書を提出してください。

(1) 入札書の封入

① 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒にしてください。

② 内封筒にあっては、当該封筒の表面に「入札書」と表記のうえ、件名、入札者の商号又は名称及び連絡先（電話番号）を明記し、入札書及び当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を封入してください。

③ 外封筒にあっては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入してください。

○ 郵便入札に係る封筒の記載例

内 封 筒	外 封 筒
<p style="text-align: center;">入 札 書</p> <ul style="list-style-type: none">・ 件名・ 商号又は名称・ 連絡先（電話番号）	<p style="text-align: center;">切手</p> <p style="text-align: center;">[] [] [] - [] [] [] []</p> <p style="text-align: center;">入 札 執 行 者 宛</p> <p style="text-align: center;">入 札 執 行 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">入 札 書 在 中</p>

入札執行者住所：〒753-8501 山口市滝町1番1号

入札執行者：山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

※委任状を提出する場合は、内封筒に併せて封入してください。

(2) 入札書の郵送

入札書は、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、県が指定する日時までに入札執行者に到着するよう郵送（郵便料金は入札者負担）してください。なお、提出期限必着とし、期限を過ぎて到着した場合は受理しません。

4 開札

入札書の開札は、入札執行日の日時、場所において行います。なお、郵便入札者に代わって、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

5 再度入札

再度入札が必要となった場合は、前回の入札の開札日から1日以上の間を置いて、「郵便入札」により実施します。

なお、再度入札を行う場合は、速やかに、再度入札の対象となる者や無効となる入札をした者に対して、その旨を連絡します。

6 落札者等の決定方法

(1) 原則

山口県会計規則第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 最低の価格での入札をした者が2者以上ある場合

最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定しますが、その方法は次のとおりです。

① くじ番号

郵便入札の対象となった案件は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入します（「0」も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合、当該数字は「0」に置き換えます（くじの辞退は不可）。

② くじの手順

ア 抽選番号の付与

郵便入札者は、入札書の受領順に「抽選番号」を付与します。なお、入札書の到着日が同日の場合、入札書に記載された任意の「くじ番号」の小さい順に付与します。「くじ番号」が同値の場合は、商号又は名称の五十音順に付与します。

イ 当選番号の算出

最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、最低の価格での入札をした者の「くじ番号」を合計し、その合計を最低の価格での入札をした者の数で除した「余り」を「当選番号」とします。

ウ 落札者の決定

「当選番号」と一致する「抽選番号」を保有する者を落札者とします。

エ 2順位以下の決定

落札者が何らかの理由により契約を辞退した場合等に備え、あらかじめ2順位以下を決定します。

7 入札結果の連絡

速やかに入札者全員に連絡します。

○ 郵便入札における「くじ」の例

例：A社、B社、C社の全てが郵便入札

1 抽選番号の付与

入札書の到着順（A社→B社→C社）に「抽選番号」を付与
A社…0、B社…1、C社…2

2 当選番号の算出

各社が入札書に記載した「くじ番号」の和を求め、同額入札者数で除した余りを「当選番号」とします。

くじ番号：A社…592、B社…066、C社…483

$(592 + 066 + 483) \div 3 \text{ 者} = 380 \dots \text{余り} 1 = \text{「当選番号」}$

3 落札者の決定

「当選番号1」と一致する「抽選番号1」を付与されたB社が落札者となります。

4 2順位以下の決定

落札者の「抽選番号1」に1を加算した数字と一致する「抽選番号2」を付与されたC社を2順位、残りのA社を3順位とします。

※ 落札者の「抽選番号」に1を加算した数字と一致する抽選番号が存在しない場合は、「抽選番号0」を付与された者を2順位とする。